# 尊厳死法は必要か

## 終末期医療を考える

**「……さっさと死ねるようにしてもらわないとかなわない」。麻生太郎副総理が〝尊厳死〟を巡り軽口を叩いた。発言は撤回されたが、尊厳死法案が議員立法で用意されていることもあって、混乱を招いている。そもそも尊厳死法案とはなにか、それは必要なのか――。**

吉田敬三

「死にたいと思っても生きられる。政府の金でやってもらっていると思うと寝覚めが悪い。さっさと死ねるようにしてもらわないとかなわない」

今年一月の社会保障制度改革国民会議で麻生太郎副総理が医療費抑制のために尊厳死を推奨するような発言をして物議を醸した。これまでも石原伸晃幹事長（当時）が社会保障費削減の議論で尊厳死を取り上げ、尊厳死＝社会保障費抑制と勘違いされる発言で批判を浴びている。

### 「死だけを見つめる法案」

尊厳死とは「尊厳」と「死」を合わせた造語で、未だその概念が定着しているとは言いがたい。かつて安楽死という言葉を使っていたが、①苦痛から免れさせるため意図的かつ積極的に死を招く措置を執る積極的安楽死、②苦痛を除去・緩和するための措置を取るが、同時に死を早める可能性が存する間接的安楽死、③苦痛を長引かせないという目的のため、行なわれていた延命治療を中止して死期を早める消極的安楽死に分けて（注）、日本では消極的安楽死のみを尊厳死として他と区別している。

昨年には、一五歳以上の終末期の患者が延命措置を望まないと書面で表明しており、二人以上の医師が終末期と判定すると延命の不開始や中止を認める「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案」（以下、尊厳死法案）が、尊厳死法制化を考える議員連盟（以下、尊厳死議連。会長・増子輝彦参議院議員、事務局長・あべ俊子衆議院議員）によって国会に上程されようとしたが、政局の混乱で棚上げされたままだ。

尊厳死法案を積極的に支持しているのが日本尊厳死協会（岩尾總一郎＝理事長）だ。同協会の副理事長で、尼崎市で長尾クリニックを開業する長尾和宏医師（五四歳）は「高齢化が進む日本は医療技術の進歩で世界一の長寿国となっているが、望まれない延命治療が行なわれていることも否定できない。海外では一般的なリビング・ウィル（尊厳死の宣言書）の権利が日本では法的に保障されておらず、尊厳死について誤解も多い」と語る。

父の自死をきっかけに医師を目指した長尾医師は、勤務医時代に病院で経験した延命治療に「患者を苦しめているだけではないか」と疑問を感じ、クリニック開業後は在宅医療を通して終末期医療の問題点を世間に問うてきた。「この法案はまだ完璧なものとは言えないかもしれないが、国民的議論のきっかけになれば」と期待する。

しかし尊厳死法制化については医師の間でも意見は分かれている。江東病院緩和ケアセンターの仁科晴弘医師（五〇歳）は「尊厳死法案は死だけを見つめる不十分な法案で、終末期医療に必要なのは緩和ケアの充実。日本では主に末期がんやエイズ

昨年10月に都内で行なわれたシンポジウム「いま、尊厳死法制化を問う」（主催・日本宗教連盟）には、医師や学識経験者、宗教者、福祉関係者などが集まった。（撮影／筆者）

映画化された『終の信託』（朔立木著、光文社文庫）。

**安楽死や自殺幇助が合法化されている国**（筆者作成）

| | | |
|---|---|---|
| オランダ | 嘱託に基づく生命の終焉と自殺幇助の審査法（2001年） | 安楽死法 |
| ベルギー | 安楽死に関する法律（2002年） | 安楽死法 |
| ルクセンブルク | 安楽死と自殺幇助に関する法律（2008年） | 安楽死法 |
| フランス | 患者の権利及び生の終末に関する法律（2005年）<br>※消極的安楽死の容認であり、積極的安楽死は認めない。 | 尊厳死法 |
| アメリカ | オレゴン州（1994年）、ワシントン州（2009年）の尊厳死法では、医師の自殺幇助を認めているが、積極的安楽死は禁止する。<br>※米国ではほとんどの州でリビング・ウィルが法律により保護されている。 | 尊厳死法 |
| オーストラリア | 世界初の安楽死法「終末期患者の権利法」（1995年）が北部準州で制定されたが、連邦議会により2年後に廃止された。 | 安楽死法 |
| スイス | 刑法の解釈で自殺幇助は容認されているが、安楽死は認められていない。 | 未制定 |